

令和6年度盛岡広域環境組合人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

盛岡広域環境組合（以下「組合」という。）の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17又は同法第287条の規定に基づき、組合を構成する盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「構成市町」という。）から派遣され、又は構成市町の職員が兼職しています。職員の採用や退職などの任免については、構成市町で行われており、組合では実施していません。

(1) 構成市町別職員数

令和6年4月1日現在

構成市町	令和6年度	令和5年度	増減	組合における役職名及び身分	
盛岡市	9人	9人	0人	事務局長、事務局次長、会計管理者、会計員、公平委員会事務局長、公平委員会事務局職員	兼職
	5人	5人	0人	参事兼総務課長、施設課長、主査、主任	派遣
八幡平市	1人	1人	0人	主査	派遣
滝沢市	1人	1人	0人	主査	派遣
雫石町	1人	1人	0人	主査	派遣
葛巻町	0人	0人	0人		
岩手町	0人	0人	0人		
紫波町	1人	1人	0人	主任	派遣
矢巾町	1人	1人	0人	主任	派遣
計	19人	19人	0人		

(2) 所属別職員数

令和6年4月1日現在

区 分		令和6年度	令和5年度	増減
組合事務局	事務局長	1人	1人	0人
	事務局次長	1人	1人	0人
	総務課	4人	4人	0人
	施設課	6人	6人	0人
	会計	3人	3人	0人
組合議会	書記長	1人※	1人※	0人
	書記	8人※	8人※	0人

監査委員	書記	2人※	2人※	0人
公平委員会事務局	事務局長	1人	1人	0人
	事務局職員	3人	3人	0人
計		19人	19人	0人

注 「※」は、組合事務局職員が兼務しています。

2 人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第23条の2第1項の規定により、職員の人事評価について、能力や経験、勤務実績等を総合的に評価し、職員の任用、給与、分限等、人事管理の基礎とすることになっています。

組合の派遣職員については、構成市町にて職員の任用、給与の支給、分限等を行っていることから、人事評価制度における評価の最終的な判断等は構成市町で行うこととしています。

そのため、組合では、構成市町からの要望に応じて人事評価制度に準じた形での評価を行い、その評価内容を参考資料として構成市町に提示します。

3 給与の状況

職員の給与は、給料のほか扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、児童手当などがあります。

組合に派遣されている職員の給与は、派遣元である構成市町の規定により支給され、組合が負担しています。

(1) 人件費の負担額

	令和6年度	令和5年度	増減
組合の負担額	82,543,141円	79,791,639円	2,751,502円
対象派遣職員数	10人	10人	0人

(2) 特別職の報酬

区 分		報酬の額	
管理者		年額	65,000円
副管理者		年額	57,000円
組合議会	議長	日額	14,000円
	副議長	日額	13,000円
	議員	日額	12,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	年額	46,000円

	議会の議員のうちから選任された者	年額	46,000円
公平委員会	委員長	日額	12,000円
	委員	日額	11,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	内 容
勤務時間	1週間当たり38時間45分
休憩時間	正午から午後1時まで
勤務時間の割振り	普通勤務 午前8時30分から午後5時15分まで 遅出勤務 午前9時から午後5時45分まで

注 勤務時間の割振りについて、普通勤務と遅出勤務を割り当て、交代制で勤務をしています。

(2) 休日勤務・時間外勤務の状況

	令和6年度	令和5年度	増減
総時間数	1,181時間	1,697時間	△516時間
1人当たりの時間数（平均）	147時間	212時間	△65時間

(3) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、年次休暇、病気休暇及び特別休暇があります。無給休暇としては、介護休暇があります。

区分	内 容
年次休暇	1年ごとの休暇で、規則で定める日数が毎年付与され、規則で定める日数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる休暇（有給）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要し、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇（3か月以内まで有給・3か月以上から無給）
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合、それぞれ規則で定める日数を取得できる休暇（有給）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（勤務しない時間を減額）

(4) 年次休暇の取得状況

	令和6年度	令和5年度	増減
総取得日数	172日	117日	55日
1人当たりの取得日数（平均）	17.2日	11.7日	5.5日

5 休業の状況

休業の種類は、育児休業及び部分休業があります。

令和6年度は、取得実績がありません。

区分	内 容
育児休業	3歳に達する日前までの子を養育するために職務に従事しないことを認める制度（無給）
部分休業	就学前の子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で職務に従事しないことを認める制度（勤務しない時間を減額）

6 分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、病気などのために職務が十分に果たせない場合などに公務の能率を維持するために行う処分、懲戒処分とは、法令違反などの義務違反があった場合などに規律の秩序を維持するために行う処分です。

分限処分、懲戒処分とも、派遣されている構成市町の関係規定を適用して行われます。

令和6年度は、該当事案がありません。

7 服務の状況

職員は、地方公務員法及び盛岡広域環境組合服務規程（令和5年訓令第6号）により守らなければならない義務が定められており、全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めています。

8 退職管理の状況

組合の職員は、派遣又は兼職の職員のみで構成されており、該当する職員はありません。

9 研修の状況

組合における職員の研修については、実務と制度に精通することにより組合事務の円滑な運営に資することを目的に実施します。

令和6年度における研修の実施はありません。

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の健康診断は、派遣されている構成市町で実施しています。

(2) 利益の保護

職員の利益は、不利益処分に関する審査請求制度により保護されており、不利益処分を受けた職員は盛岡広域環境組合公平委員会に対し、審査請求をすることができます。

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度は、該当事案がありません。

イ 職員に対する不利益な処分に関する審査請求の状況

令和6年度は、該当事案がありません。

ウ 職員の苦情の処理の状況

令和6年度は、該当事案がありません。